

令和4年度第12回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年3月7日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第85号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第86号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第87号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第88号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第89号 非農地通知交付申請について

議案第90号 農用地利用集積計画について

議案第91号 農用地利用配分計画案について

議案第92号 岡崎市農業委員会規程の一部改正について

議案第93号 岡崎市農業委員会個人情報保護法施行規程の制定について

議案第94号 岡崎市農業委員会情報公開規程の全部改正について

議案第95号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 報告

報告第55号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第56号 農地の改良のための届出の受理について

報告第57号 現況証明願について

報告第58号 農地の転用のための届出の受理について

報告第59号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第60号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

報告第61号 令和4年度岡崎市の農地の賃借料情報について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24 番 浅岡 治徳、25 番 太田 政俊、26 番 川澄 秀世、27 番 柴田 享
28 番 高木 政昭、29 番 中野 永太郎、30 番 八田 導英、31 番 市川 眞人
33 番 新實 文夫、34 番 早川 勝英、35 番 阿部田 光春、36 番 三浦 弘正
37 番 舩 憲明、38 番 山内 隆一

4 欠席委員
(農業委員)

9 番 近藤 健次

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事、事務員
- (2) 農務課 主査

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、9番の近藤 健次委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは7番の酒井 誠一委員と8番の鈴木 要委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第85号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

保田 委員：申請番号66番 調査年月日は令和5年3月1日。本案件は、申請人が自宅の近くにある申請地を譲り受けて、農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号67番 調査年月日は令和5年2月23日。本案件は、申請人が申請地を譲り受けて、農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。

よって、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 68 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 24 日。本案件は、申請人が自作地の隣にある申請地を譲り受けて、農業経営を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号 69 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 28 日。本案件は、申請人が空き家と申請地を譲り受け、空き家に移り住んで農業を始めたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

山内 委員：申請番号 66 番について、譲渡人が法人となっていますが、過去に農地法 5 条で取得した土地ということでしょうか。

事務局：農地を取得できる法人は農地所有適格法人に限られますが、今回のケースについては、時効取得となっています。時効取得の場合、農地法の許可は必要ありませんので、今回譲渡人が法人となっています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、議案第 86 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 13 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号 118 番においては山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見を願

いします。

石川 委員：申請番号 106 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 26 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 107 番 調査年月日は令和 5 年 3 月 4 日。本案件は、工業団地造成工事を受注したが、土砂の仮置場が必要なため、申請地を土砂の仮置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

河内 委員：申請番号 108 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 25 日。本案件は、特別養護老人ホーム建設工事を受注したが、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 109 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 28 日。本案件は、現在住んでいる住宅が道路建設で収用されることになったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 110 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族で暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 111 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 28 日。本案件は、愛知県より工事を受注したが、資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（若） 委員：申請番号 112 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 26 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 113 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 26 日。本案件は、建設業を営ん

でいるが、作業員用及び社用車用の駐車場並びにトラックの転回スペースが不足し、昭和45年頃から使用してきたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号114番 調査年月日は令和5年2月26日。本案件は、現在夫婦2人で借家で生活しているが、家財道具等が増え、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号115番 調査年月日は令和5年2月28日。調査員の近藤健次委員が本日欠席のため、30番八田が代わりに調査内容を発表します。本案件は、現在診療所を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっています。

大竹 委員：申請番号116番 調査年月日は令和5年2月23日。本案件は、現在土木建築業を営んでいるが、自社の資材置場を返却する必要があり、資材置場が不足するため、申請地を資材置場として利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中野 委員：申請番号117番 調査年月日は令和5年3月4日。本案件は、現在夫と2人で賃貸住宅に住んでいるが、荷物が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：申請番号116番について、資材置場として利用したいということですが、資材置場への進入路は堤防側から入るのか、農道側から入るのかどちらでしょうか。

事務局：堤防側から進入する計画となっています。

加藤（健） 委員：堤防から直接進入するのでしょうか。

事務局：堤防から直接ではなく、堤防から伸びる道路から入っていくと説明を受けています。

酒井（功） 委員：申請番号 106 番、112 番について、残土がどこから運ばれてくるのか事務局は事前に確認をするのでしょうか。

事務局：残土処分が理由のものについては、必要性を担保する意味で、残土を請け負ったことがわかる書類の提出を求めています。その書類から、残土がどこから発生し、業者にとって処分する必要があるかどうかの確認を行っています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、申請番号 118 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

（山内委員退出）

会長：それでは、申請番号 118 番について調査担当委員の意見をお願いします。

阿部田 委員：申請番号 118 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 25 日。本案件は、昭和 50 年頃亡き父が自宅への進入路として許可を受けずに転用したが、父が亡くなった後も居住地の管理で使用する必要があるため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。それでは、山内委員には入室していた

だきます。次に議案第 87 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

浅岡 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 26 日。本案件は、申出事由の生じた方が、怪我により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に議案第 88 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

高木 委員：申請番号 12 番、13 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 28 日。番号 12 番について、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作で農業を行っていくものです。番号 13 番について、相続した農地を利用権による特定貸付を行っていくものです。現地確認及び本人への聞き取りにより、申請地について、相続人が耕作又は特定貸付を行っていくことは確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 89 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 24 番においては山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若) 委員:申請番号 23 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 26 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員:申請番号 25 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 27 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に、申請番号 24 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長:それでは、申請番号 24 番について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（靖） 委員：申請番号 24 番 調査年月日は令和 5 年 2 月 25 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に議案第 90 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に議案第 91 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものとしたします。次に議案第 92 号から 94 号を議題といたします。なお、関連した議案のため、一括して執り行います。事務局から説明をお願いします。

事務局：(岡崎市農業委員会規程の一部改正、岡崎市農業委員会個人情報保護法施行規程の制定、岡崎市農業委員会情報公開規程の全部改正について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、原案のとおり決定するものとしたします。次に議案第 95 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、原案のとおり決定するものとしたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件

現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	8件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	22件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1件
令和4年岡崎市の農地の賃借料情報について	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 58 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（7番）

岡崎市農業委員会委員（8番）